

AII三審

裁判長印
認

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令和 2 年 (才) 第 <u>5 6 3</u> 号 令和 2 年 (受) 第 <u>7 1 1</u> 号
決 定 日	<u>令和 2 年 9 月 8 日</u>
裁 判 所	最 高 裁 判 所 <u>第 三</u> 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	宇 賀 克 也 戸 倉 三 郎 林 景 一 宮 崎 裕 子 林 道 晴
当 事 者 等	上 告 人 兼 申 立 人 今 井 豊 被 上 告 人 兼 相 手 方 <u>埼 玉 県</u> 同 代 表 者 知 事 <u>大 野 元 裕</u>
原 判 決 の 表 示	<u>東京高等裁判所令和元年 (ネ) 第 4 4 3 4 号</u> (令和 2 年 2 月 6 日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり<u>決定</u>。 第 1 主文 1 本件上告を<u>棄却する</u>。 2 本件を上告審として<u>受理しない</u>。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。 第 2 理由 1 <u>上告</u>について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、<u>本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない</u>。 2 <u>上告受理申立て</u>について 本件申立ての理由によれば、<u>本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない</u>。 <u>令和 2 年 9 月 8 日</u> 最高裁判所<u>第三小法廷</u> 裁判所書記官 新 川 高 広 	

これは正本である。

令和2年9月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

新川高

